

2024年2月

一般社団法人 日本民間放送連盟

「AI事業者ガイドライン案」に対する意見

該当箇所			意見
「AI事業者ガイドライン案」本編	全体		<p>総務省と経済産業省が連携し、政府の一体的な取り組みとして、AIに関するガイドラインを統合・刷新して広く国民に示したことを高く評価します。</p> <p>知的財産権の侵害、偽情報・誤情報の生成や発信などAIに起因する社会的リスクが多様化し、増大していることを危惧しています。ガイドラインを作成して事業者と国民にリスクを周知し、安心安全なAIの活用を促すことに賛同します。</p> <p>放送法は放送が健全な民主主義の発達に資することを目的としており、AIがもたらすリスクがその目的を阻害することのないよう、ガイドラインが活用されることを望みます。</p> <p>関係法令の変更や予期せぬAIのリスクが顕在化した際には、すみやかにガイドラインに反映して周知することが必要です。各主体の理解を促し、安心してAIを開発・提供・利用できる包括的で実用的なガイドラインであることを望みます。</p>
	第2部	P. 14 C. 共通の指針 1) 人間中心 ③ 偽情報等への対策	<p>「AIが生成した偽情報・誤情報・偏向情報が社会を不安定化・混乱させるリスクが高まっている」との指摘は極めて重要であり、対策が必要であることは論を俟ちません。</p>

				<p>放送番組や報道機関の報道内容を、A I を使って恣意的に改変するいわゆる「ディープフェイク」は極めて悪質で、国民の知る権利、ひいては民主主義社会に対する脅威です。A I 事業者には、「ディープフェイク」の生成を技術的に防ぐ措置を求めるなど、実効性のある対応が必要です。</p>
	第2部	P. 15	<p>C. 共通の指針 2) 安全性 ③適正学習</p>	<p>A I の学習等に用いるデータの透明性を確保し、法的枠組みの遵守を必要とする趣旨に賛同します。</p> <p>A I システム・サービスの開発・提供・利用のすべての過程において、知的財産権が適正に保護されることが必要です。</p>
	第2部	P. 18	<p>C. 共通の指針 7) アカウンタビリティ ①トレーサビリティの向上</p>	<p>A I は学習させた著作物に酷似したものが生成されることで、著作権や知的財産権が侵害される懸念があります。データの出所やA I システム・サービスの開発・提供・利用中に行われた意思決定等が追跡・遡及できることは、権利者の利益を保護するうえで重要と考えます。</p>
	第2部	P. 19	<p>C. 共通の指針 7) アカウンタビリティ ⑤ステークホルダーへの具体的な対応</p>	<p>放送事業者のコンテンツにはさまざまな権利者が存在するほか、個人情報や肖像、犯罪履歴などが含まれます。これらが開発・学習時に無制限に利用されることには大きな懸念を抱いています。ステークホルダーの利益を損なう事態が生じた場合は、A I 事業者がアカウンタビリティを果たし、事態収拾の責務を有することをガイドラインに明記する必要があります。</p>

	第2部	P. 20	C. 共通の指針 8) 教育・リテラシー	<p>AIに関わる者やステークホルダーに対し、AIの複雑性や誤情報といった特性や、AIが意図的に悪用される可能性があることを踏まえた教育が必要とする趣旨に賛同します。</p> <p>AIに関するリスクは、本ガイドラインが対象とする3つの主体にとどまらず、広く国民一般に認識される必要があります。</p>
	第2部	P. 25	D. 高度なAIシステムに関する事業者 に共通の指針 XII) 高度なAIシステムの信頼でき責任ある利用を促進し、貢献する	<p>高度なAIシステムが抱える偽情報の拡散などのリスクに関し、AIに関わる者やステークホルダーの課題認識や対処が必要とする趣旨に賛同します。</p> <p>偽情報の拡散などのリスクは、本ガイドラインが対象とする3つの主体にとどまらず、広く国民一般に認識される必要があります。</p>